

指定管理者制度運用等指針

令和 8 年 4 月

津 市

(第 4 版)

これまでの主な改訂内容

版数	主な改訂内容
<p>初版 (平成 21 年 4 月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「指定管理者制度導入指針」として初版発行
<p>第 2 版 (平成 28 年 4 月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 名称を「指定管理者制度運用等指針」に変更 • 内容を抜本的に見直し、再構成
<p>第 3 版 (令和 3 年 4 月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 募集要項等における指定管理料の記載に係る考え方を追記 • 応募資格における地域要件等の見直し • 選定フローの見直し（候補者選定委員会の追記） • 業務の引継ぎに係る収受した利用料金の取扱いを追記 • 指定管理者制度における市の責任（国家賠償法関連）を追記 • 基本協定書参考例の修正 • リスク分担の考え方とリスク分担表標準例を追記
<p>第 4 版 (令和 8 年 4 月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 行政財産の目的外使用許可における留意事項を追記 • 各種税の取扱いを追記 • インボイス制度への対応を追記 • 津市公契約条例における特定公契約の対応を追記 • 基本協定書参考例の修正

目 次

1	目 的	1
2	指定管理者制度とは	1
3	公の施設とは	3
4	指定管理者制度導入施設の検討	3
	(1) 指定管理者制度導入に係る基本的な考え方	3
	(2) 指定管理者制度導入に係る検討の視点	4
	(3) 指定管理者制度導入に係る基本フロー	5
	(4) 施設設置条例の改正	7
	(5) 指定期間	7
	(6) 利用料金制の導入	7
	(7) 指定管理料	8
5	指定管理者の公募	8
	(1) 公募の実施	8
	(2) 募集方法	9
	(3) 募集期間	9
	(4) 募集の単位	9
	(5) 募集要項等の作成	10
	(6) 応募情報の公開	15
6	候補者の選定等	15
	(1) 選定委員会の設置	15
	(2) 審査基準	16
	(3) 候補者の選定	16
	(4) 候補者選定に係る結果の通知	17
7	指定管理者の指定及び債務負担行為の設定	17
	(1) 指定管理者の指定	17
	(2) 議案の作成	17
	(3) 債務負担行為の設定	17
8	協定の締結	17
	(1) 基本協定	18

(2) 年度協定	18
9 事業の検証及びモニタリング評価等の実施	18
(1) モニタリング評価	18
(2) 年度総合評価	20
(3) 評価結果の公表	20
10 指定の取消し等	20
11 業務の引継ぎ	21
12 公募及び選定への反映	22
13 指定管理者制度運用に当たっての留意点等	22
(1) 指定管理者との目的等の十分な情報共有の促進	22
(2) 自主事業の積極的な実施	22
(3) 指定管理者選定から指定期間終了までを通じた 透明性・公正性の確保	23
(4) 事業継続性の確保	23
(5) 適切な施設・設備の維持管理（施設修繕への的確な対応）	24
(6) 適正な雇用・労働条件の確保	24
(7) 各種税の取扱い	25
(8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応	25
(9) 津市公契約条例における特定公契約	26
(10) 想定される各種リスクへの対応	27
(11) 指定管理者制度における市の責任（国家賠償法と保険加入）	27
(12) リスク分担の明示	29
(13) 災害発生時の避難所機能	29
別添 1 「基本協定書参考例」	30
別添 2 「年度協定書参考例」	38
別添 3 「リスク分担表標準例」	40

1 目的

この指針は、指定管理者制度の円滑な導入及び運用と指定管理者による公の施設の適正な管理の実施により、公の施設をより効果的・効率的に管理・運営を実施するとともに市民サービスの質の向上と経費の縮減等を図ることを目的として定めるものです。

2 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理・運営を、法人その他の団体に包括的に代行させる制度であり、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理・運営に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの質の向上と経費の縮減等を図ることを目的とするものです。（平成15年6月の法改正により、管理委託制度から指定管理者制度へ転換）

また、指定管理者となることができるのは団体に限られ、個人は対象となりませんが、団体であれば法人格を有する必要はないため、公共的団体のほか、株式会社をはじめとした民間企業やNPO法人、市民グループなど、幅広い団体にその道が開かれています。

当該制度は、法律を根拠とする「管理権限の委任」であり、使用（利用）許可などの行政処分も含めて管理を行わせるものですが、使用料の強制徴収、過料の賦課徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可等を行わせることはできません。

また条例で定めることにより、公の施設の利用の対価を、利用料金として指定管理者の収入とすることができ、その際の利用料金は条例で定める料金の範囲内で市の承認を受けて指定管理者が定めることもできます。

区分	管理委託制度	指定管理者制度
管理運営の主体	・公共団体、公共的団体、地方自治体の出資法人等に限定	・個人を除く幅広い団体
権限と業務の範囲	・契約に基づく施設の管理等 ・使用許可権限の委任不可	・指定に基づく施設の管理等 ・使用許可権限の委任可能
条例で規定する内容	・委託の条件 ・契約相手方等	・指定の手続 ・管理の基準、業務の範囲等
法適性質	・委託（契約）	・指定（行政処分） ・細目等は協定（行政処分の附款）により規定

【参考：地方自治法第244条の2 抜粋】

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

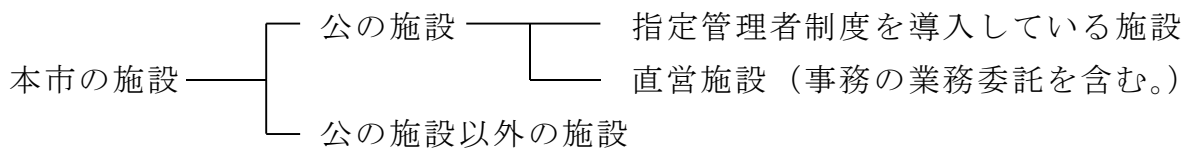
11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 公の施設とは

法第244条の規定に基づき、地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために設置する施設です。

具体的には、学校等の教育施設、病院等の医療施設、保育所等の児童福祉施設や老人福祉施設、公営住宅等、コミュニティ施設等のほか、駐車場、公園等を含む広い範囲のものとなっています。

なお、市の庁舎や試験研究所等のように、直接住民の利用に供することを目的としない施設やボートレース場のように収益事業のための施設であって、利用そのものが住民の福祉の増進とならないものは公の施設ではありません。



公の施設を取り巻く環境は、公民連携（PPP）手法による民間活力の導入、公共施設等総合管理計画による施設の総量縮減・複合化・多機能化への対応など、人口減少が本格的に進むなかで変化し続けています。

市の財政状況が厳しさを増すなか、地方創生に基づく地域活性化に向けた取組への寄与など、公の施設については、これまで以上に、地域の実情に柔軟かつ的確に対応した効果的・効率的な管理・運営を行っていくことが求められます。

4 指定管理者制度導入施設の検討

(1) 指定管理者制度導入に係る基本的な考え方

全ての公の施設については、その設置目的、利用実態等を検証し、津市公共施設等総合管理計画及び津市個別施設計画に係る位置付け等を踏まえて廃止、民営化、民間譲渡等も含めその在り方について検討します。

その上で、公の施設としての存続が必要なものについて、直営又は指定管理者制度による管理・運営のどちらの形態が、より効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成できるかについて検討します。

その結果、指定管理者制度の導入により、市民サービスの質の向上や経費の縮減など、効果的かつ効率的な施設運営が期待できると判断される場合に当該制度を導入します。

ア 市直営の施設

現在、市直営により管理・運営している既設の公の施設で、その在り方に係る検討（津市公共施設等総合管理計画及び津市個別施設計画に係る位置付け等）を踏まえ、引き続き公の施設として管理を行っていくものについては、市民サービスの質の向上、財政的効果、地域経済の活性化等の観点から、指定管理者制度の導入について検討します。

イ 新設施設

今後、新たに設置する公の施設については、効果的・効率的な施設運営を実現するため、必ず指定管理者制度の導入による効果等を検証し、その管理・運営方法を決定します。

ウ 指定管理者制度を導入している施設

既に指定管理者制度を導入している施設については、利用者の意見や費用対効果など市民サービスの質の向上や財政的効果の観点から検証を行い、その管理・運営方法の在り方について検討を行った上で、指定管理者制度の更新を判断します。

(2) 指定管理者制度導入に係る検討の視点

現在の管理・運営方法が直営による公の施設の施設所管部局は、以下の視点を総合的に勘案して、指定管理者制度の導入について検討することとします。

ア 市民及び利用者サービスの質の向上

開館日、開館時間の拡大、業務の迅速性等サービス内容の充実や専門性、技術力などの事業者のノウハウの活用による市民や利用者に対するサービスの質の向上が期待できること。

イ 効率性の向上

効率的な管理・運営による経費の縮減が期待できること。

ウ 利用の公平性・平等性の確保

社会的弱者への配慮や個人情報の保護も含め、利用の公平性や平等性が確保できること。

エ 市民協働の推進

市民等の参加により地域の力を発揮し、地域ニーズに対応したサービス提供と市民協働の推進が図られ、より一層施設の設置目的を効果的に達成できること。

オ サービス提供主体の存在

民間事業者が既に事業を実施している施設であるなど、同様のサービスを提供できる事業者が存在すること。

(3) 指定管理者制度導入に係る基本フロー

指定管理者制度導入のスケジュールは概ね次のとおりです。

(※各フローの詳細については後述)

① 指定管理者制度導入の適否の検討

- ・ 募集要項、要求水準書（又は仕様書）、審査基準等の検討開始

↓

② 施設設置条例の改正（6月議会）

- ・ 募集要項、要求水準書（又は仕様書）、審査基準等の精査
- ・ 非公募とする場合、非公募理由等の整理

↓

③ 指定管理者の公募（7月～）

- ・ 募集についての広報（ホームページや広報紙等の活用）
- ・ 募集要項等の提示

↓

④ 候補者選定委員会の設置（随時）

※審査基準等や非公募理由の妥当性について委員に意見を求める場合は事前に設置

↓

⑤ 候補者の選定（9月～）

- ・ 津市指定管理者選定委員会による審査基準に基づく審査
- ・ 応募者に対する選定結果の通知及び選定結果の公表

↓

⑥ 指定議案・債務負担行為の議決（12月議会）

- ・ 公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間
- ・ 債務負担行為として補正予算に計上（指定管理料がある場合）

↓

⑦ 指定の通知・告示・協定締結（12月議会の議決後）

- ・ 指定管理者として指定する旨の通知
- ・ 指定管理者と管理の細目等について協定締結

↓

⑧ 指定管理業務の開始（4月）

↓

⑨ 事業報告・業務の調査等（随時）

- ・ 事業計画書、報告書のチェック、必要な指示等
（指定管理者との十分な情報共有等による適切な指導・助言等）
- ・ モニタリング評価、年度総合評価の実施

(4) 施設設置条例の改正

施設の設置目的や指定管理者が行う業務の範囲など、指定管理者の指定に係る基本的な事項は施設設置条例に基づくため、指定管理者制度導入に当たり、既存（又は新規）の公の施設の設置条例について、法第244条の2第4項の規定に基づき以下の事項を定めます。

ア 指定管理者による施設管理を行わせる根拠

法第244条の2第3項の規定による旨を規定します。

イ 指定の手続等

指定を受けようとする際の申請方法及び手続について定めます。

ウ 業務の範囲

指定管理者に行わせる業務の範囲、使用許可等について、具体的に定めます。

エ 管理の基準

指定管理者が施設の管理において従う基準（法令、条例、規則その他市長の定めるところ）を定めます。

オ その他規定すべきと判断される事項

(5) 指定期間

市民サービスの継続性と安定性を確保しながら、指定管理者が計画的な管理・運営を行うことができるよう指定の期間については、以下のとおりとすることを基本とします。ただし、特別な事情がある場合は、相当期間とすることができます。

ア 指定管理者制度導入時 3年から5年までの期間

イ 2回目以降 5年以上の期間

(6) 利用料金制の導入

指定管理者制度の運用に当たっては、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者が施設の利用に係る料金を収入として収受できる利用料金制を導入することができます。

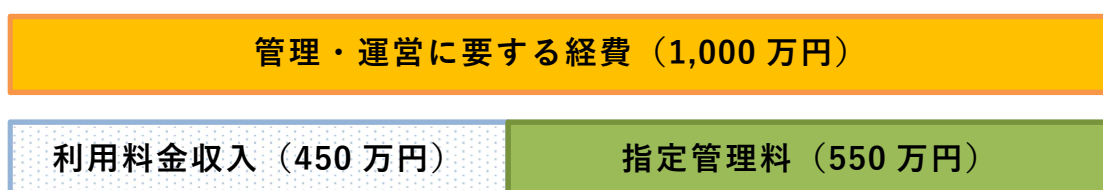
利用料金制は、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくすること、また、会計事務の効率化を図ることを目的としています。

このことから、指定管理者の自主的努力により利用料金収入の増加や経費の縮減が期待できる施設においては、原則、利用料金制を導入することとします。

なお、利用料金の額については、法第244条の2第9項の規定により条例で定める料金の範囲内で市の承認を受けて指定管理者が定めます。ただし、公益上必要がある場合は、条例で具体的に定めます。

(7) 指定管理料

利用料金の収入だけでは管理・運営に要する経費が賄われない場合、市から指定管理者へ支払う費用が指定管理料です。



上記の例では、要求水準で求める施設の管理・運営に要する経費を1,000万円と見積もり、利用料金で想定される収入金額450万円で賄えない部分を指定管理料として支出しています。

なお、利用料金収入により管理・運営に要する経費が賄えるため、指定管理料が0円となることもあります。

指定管理料の設定に当たっては、後述する要求水準書（又は仕様書）で示す市が求めるサービスの基準や想定される利用料金収入等を精査し、積算する必要がありますので、施設の現状把握やモニタリングが重要となります。

5 指定管理者の公募

(1) 公募の実施

指定管理者の選定に当たっては、指定管理者制度の趣旨、公の施設の設置目的等を考慮しながら、多様化する市民ニーズに効果的・効率的に対応するとともに、市民や民間事業者等の有する経験、知識等の活用等による市民サービスの質の向上と経費の縮減等を図るに当たり、民間事業者等からの幅広い提案を求めるため、さらには、指定管理者決定までの透明性・公平性の確保を図るため、原則として公募により候補者を選定することとします。

ただし、次に掲げる施設については、公募によらないで候補者を選定することができます。

- ア 地域性が高いため、当該地域住民が組織する団体等が管理・運営を行うことにより、コミュニティ意識の醸成や地域住民による主体的な活動の促進といった効果が期待できる場合
- イ 高度な専門性、特殊性を有する施設、又は事業の継続性の観点から当該団体のみが業務遂行可能な場合
- ウ 指定管理者の選定に関して緊急を要する場合
- エ P F I 選定事業者など、他の公民連携手法により管理・運営を含めた一体的な事業を行う事業者を選定している場合
- オ その他特殊な要因を有するため公募をすることが適当でないと認められる場合

(2) 募集方法

広報紙やホームページなど幅広い広報手段を活用しながら、施設の詳細な情報等を提供するとともに、必要に応じて説明会や現地説明会等を開催します。

なお、説明会等を通じて質疑等が生じた場合においては、その内容に鑑み、必要に応じて、指定管理者の指定を希望する全ての団体に対して公平に周知・回答することとします。

(3) 募集期間

指定管理者の指定を希望する団体が十分に検討できるよう募集要項等の公表から応募の締切までの期間については、原則1ヶ月以上の期間を確保するよう努めるものとします。ただし実施までに時間がない等、特別な事情がある場合はその限りではありません。

(4) 募集の単位

施設所管部局により、個々の施設毎に募集を行うことを基本としますが、施設間のネットワークや運用面での効率化の観点から、複数の施設を同一の指定管理者にまとめて管理させることが適当と判断できる場合は、複数の施設を一括して募集を行うことができるものとします。

また、施設運営の効率性や応募可能な団体を増やすといった観点から、複数の団体が共同で申請することも可能です。

(5) 募集要項等の作成

概ね下記の事項を記載した募集要項を施設所管部局において作成します。また、指定管理者が行う具体的な業務内容や指定管理者に求める業務の水準等を定めた要求水準書（又は仕様書）を作成します。

【要求水準書（又は仕様書）の位置付け・意義】

要求水準書（又は仕様書）は、当該施設の管理・運営に当たり、条例の趣旨等を踏まえた上で、本市が指定管理者に対し要求する業務の水準を示すもので、民間事業者の創意工夫を発揮させ、サービスの向上や管理・運営経費の縮減をめざすために作成するものです。

このため、当該施設の指定管理者による管理・運営が的確に行われるためにも、また、指定管理期間中の指定管理者に対する指導・監督を的確に行っていく上でも、可能な限り、本市が求める業務の水準等を要求水準書（又は仕様書）において、あらかじめ、的確かつ詳細に規定しておくことが必要です。

なお、募集要項、要求水準書（又は仕様書）の作成に当たっては、申請者の創意工夫を尊重し、十分な市民サービスの質の向上や財政的効果が得られるよう工夫するとともに、競争性が発揮されるよう配慮するものとし、指定管理者制度所管部局など、関係各課等と十分に協議・検討を行うこととします。

さらに、指定管理料が発生する施設については、積算根拠等も含め、指定管理料の設定について、必ず財政所管部局と協議・調整を行った上で、募集要項に記載するものとしします。

【参考：指定管理料の記載について】

募集要項における指定管理料の記載については、応募者が適切に公の施設の管理・運営経費を見積もることができるように、過去に指定管理者制度の実績がある施設については当該実績及び債務負担額上の上限額を、新施設については債務負担額上の上限額を示すことを基本とします。

指定管理料に関する情報を記載せずに公募した結果、想定していた予算額を超えた場合は、同要求水準（又は仕様書）で再度募集を行うことができず、要求水準を下げる（あるいは予算を増額する）必要があるため、結果的に施設サービスの質の低下を招くリスクがあります。

なお、公募を行わない施設にあっても、募集要項に準じた書類（申請要項等）、要求水準書（又は仕様書）を作成します。

【募集要項に記載すべき項目】

ア 事業の目的

施設設置条例を踏まえて事業目的を明記します。

イ 施設概要

施設の名称、所在地、設置目的、面積・構造などの施設の概要を明記します。

ウ 施設の運営概要

休館日、開館時間を明記します。

また、指定管理料の実績や上限額、収支実績等を明記します。その他、申請者（応募者）が適切に管理・運営経費や利用料金収入見込み額を見積ることができるよう、貸与する備品一覧、光熱水費の実績、施設別の利用件数、利用料金（使用料）の収入実績、利用料金（使用料）の減免実績などを記載することを基本とします。

※ 管理に要する経費（指定管理料）については、収支計画書において応募団体から提出を求めることで競争性を担保していますが、指定管理者が行う業務の範囲や利用料金の設定等を考慮した上で、施設所管部局は、あらかじめ管理に必要と考えられる経費総額を必ず積算しておきます。これを事業計画書や収支計画書の内容を判断する目安・基準とします。

エ 管理・運営に係る条件

人員配置などの施設の管理・運営に関することや利用料金制など経費に関する条件を明記します。

※ 利用料金制は、公の施設の管理・運営に当たって指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、市及び指定管理者の会計事務の効率化が期待できるメリットがあります。

このため、施設の性格や利用実態等を考慮しながら利用料金制の導入について十分に検討した上で、積極的な活用を図ります。

オ 指定管理者が行う業務の範囲

基本的には設置条例に規定した内容を記載するものですが、併せて、その具体的な内容についても明記します。なお、その内容については別に要求水準書（又は仕様書）等を作成し明記します。

また、施設の設置目的を効果的に達成するため、原則として、指定管理者に施設を活用した自主事業（指針 2 2 ページの 1 3 (2) 参照）の実施に係る提案を積極的に行わせることとし、その旨についても明記します。

カ 指定の予定期間

キ 応募資格

応募者の資格は、次の事項を基本とし、各施設の性格や機能等を考慮して個々に定めることとします。

なお、施設の性格や特性等による資格要件を盛り込む際は、いたずらに応募者が制限されないよう、合理的な理由を付して慎重に行うものとします。特に地域要件（市内に本社又は本社機能若しくは経営主体がある団体等に応募資格を限定する要件）を定める場合は、市内団体等に限定しても複数の応募が見込まれ、効果的・効率的に業務を実施することが可能な場合に設定できるものとし、原則は下記の(イ)を要件としてください。

(ア) 指定期間中、施設を安全かつ円滑に管理・運営できる法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること。（法人格の有無は問いません。）

(イ) 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を市内に有するなど、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる者であること。

(ロ) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が参加する場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。（法人以外の団体にあつては、代表者に滞納がないこと。）

(ハ) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に該当しないこと。

(ニ) 津市建設工事等指名停止基準（平成 2 1 年 4 月 8 日施行）による指名停止を受けていないこと。

(ホ) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して

（キ）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

（ク）手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

（ケ）当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していること。

なお、共同事業体の場合は、構成するすべての団体が以上の条件を満たすこととします。

【※共同事業体の応募に関する提出書類】

共同事業体は、事業の目的を共同で達成するため、必要な限度で規約・協定等の締結により団体性を取得している法人格を有しない団体（民法上の組合の一種）です。※民法第667条「民法上の組合契約」

共同事業体の応募を可能とする場合は、応募資格に合致するか、共同事業体の構成内容等を確認する必要がありますので、構成員表や協定書の写し等、提出を求める書類を募集要項上で定めます。

【参考】 地方自治法施行令 ※一部抜粋

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

【参考】 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

ク 公募スケジュール等

募集要項等の配布、説明会の開催、質問の受付などについての受付期間や申請期間、提出書類、本市が設置する指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）（指針15ページの6(1)参照）の開催時期、指定議案の提案時期、指定の通知及び協定の締結時期を明記します。

ケ 選定方法

選定方法として、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から、選定委員会による審査を踏まえ候補者を選定する旨、及び必要に応じて応募書類についてヒアリング等を実施する旨を明記します。

コ 協定に関する事項

事業計画に関する内容（自主事業を含む。）のほか、事業報告及び業務報告、利用料金、施設の管理経費、施設修繕に係る負担区分、指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項、個人情報の保護、責任区分、緊急時の対応など、本市と指定管理者の協議によりその詳細について協定を締結する旨を明記します。

(6) 応募情報の公開

指定管理者の公募等に関する文書については、津市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、原則、公開となりますが、事業者からの提案内容の中には、当該事業者独自のノウハウ等が含まれている場合も想定されるため、事業者の競争力の保持及び積極的参入の確保という観点から、適切な保護が必要な場合も考えられます。

津市情報公開条例第7条第3号では、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるものについては、開示しないとすることができる」とされています。

指定管理者の公募に関する文書について、開示請求があった場合には、請求の趣旨等により、施設所管部局において、その都度、的確に判断することとします。なお、公開・非公開等の判断に苦慮する場合には、情報公開事務担当部局と協議することとします。

6 候補者の選定等

(1) 選定委員会の設置

指定管理者制度を導入しようとする公の施設の施設所管部局は、「津市指定管理者選定委員会設置等に関する要綱」に基づき、候補者を選定する委員会を設置します。公募によらず候補者を選定する場合においても同様とします。

なお、要求水準書（又は仕様書）や審査基準など、選定の内容について委員の意見を求める場合は、選定の内容を固める前に設置が必要です。

また、選定委員会設置後、当該選定委員会の委員が指定管理者の指定を受けようとする団体と利害関係にあると認められる場合には、当該委員は該当する案件の選定から除斥することとします。

(2) 審査基準

審査基準（評価項目及び評価点）は、施設の設置目的や要求水準など、施設を活用してどのような市民サービスを提供したいのかを施設所管部局で明確化した上で設定します。

なお、客観性を確保するためにも、公募・非公募に関わらず、評価点は原則、数値化することとします。

候補者の選定に係る手続きの透明性・公平性を担保するため、募集の際に募集要項や要求水準書（又は仕様書）とともに公表（募集要項の中に記載することも可）することとします。

下記に示す評価項目を参考とし、必要に応じて、選定委員会の助言を得た上で、各施設の設置目的や性格、機能等に応じた項目を設定します。

なお、地域特性への配慮や地域活性化への貢献等に係る評価項目についても積極的に設定することとします。

- ア 住民の公平かつ平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ウ 施設の効用を最大限発揮できるものであり、市民サービスの質の向上を図ることができるものであること。
- エ 収支計画が妥当であり、管理・運営に係る経費の縮減が図られるものであること。
- オ 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- カ 地域や利用者のニーズに合った事業展開を見込めるとともに、地域特性への配慮等、地域の活性化を十分に考慮したものであること。

(3) 候補者の選定

ア 公募による選定の場合

それぞれの公の施設の指定管理者となることを希望する者から提出された事業計画書等を基に、総合的に評価し候補者を選定します。

また、書類審査に加え、必要に応じてヒアリングやプレゼンテーション等の機会を設け、提出書類の内容等をより詳細に説明させた上で候補者を選定します。

イ 公募によらない選定の場合

公募によらない選定の手続により候補者を選定することの妥当性の審査は、当該施設又は候補者となろうとする団体について、指針8ページ

の5(1)に規定する事由が該当するかにより判断します。

また、各条例に基づく指定管理者の指定に係る基準に適合しているかについても併せて審査します。

(4) 候補者選定に係る結果の通知

候補者を決定したときは、速やかにその結果を全ての応募団体に通知します。

併せて、候補者選定に係る透明性の確保や市民への説明責任を果たす観点から、市ホームページにより選考過程や候補者名等、審査結果の概要を公表します。

7 指定管理者の指定及び債務負担行為の設定

(1) 指定管理者の指定

施設所管部局は、候補者として選定した団体を、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て指定管理者に指定するものとします。

(2) 議案の作成

議会に提出する指定管理者の指定の議案には、次に掲げる事項を明示するものとします。

ア 施設の名称

イ 指定管理者となる団体の名称等

ウ 指定の期間

(3) 債務負担行為の設定

指定期間が複数年度となり、かつ、市の費用負担（指定管理料）を伴う場合は、債務負担行為を設定する必要があります。債務負担行為の設定に当たっては、財政担当部局と十分に協議・調整した上で予算計上し、議会の議決を得ることとします。

8 協定の締結

施設所管部局は、指定管理者の指定後、指定を受けた者と協議の上、当該公の施設の管理に関し、次の協定を締結します。

(1) 基本協定

要求水準書（又は仕様書）の規定等を踏まえ、管理施設の概要、事業計画、管理業務等の指定期間を通しての基本的な事項を定めます。

なお、基本協定書については、別添1「基本協定書参考例」を基本に管理施設の状況に応じて作成するものとし、要求水準書（又は仕様書）、リスク分担表、特記仕様書を含めて締結することを基本とします。

※指定管理協定は津市公契約条例における特定公契約（指針26ページの13(9)参照）となるため、特記仕様書を添付することになります。

(2) 年度協定

指定管理料の金額など、年度ごとに必要な事項を定めます。

なお、年度協定書については、別添2「年度協定書参考例」を基本に、管理施設の状況に応じて作成するものとし、

9 事業の検証及びモニタリング評価等の実施

指定管理者制度導入施設の管理・運営に関し、協定等に従って適切かつ確実にサービスの提供がなされているか否かを判断するために、モニタリング評価及び総合評価等を実施します。

モニタリング評価等を実施することにより、指定管理者の提供するサービスの現状や課題、管理・運営状況等の的確な把握を行うとともに、利用者の声や要望等の聴取などに努め、モニタリング評価等によって得た結果をサービスの一層の向上、改善につなげていくよう、指定管理者に対して、的確に指導・助言を行います。

(1) モニタリング評価

ア 実施の目的等

モニタリング評価は、施設所管部局が、施設の設置者としての責任を果たす立場から、指定管理者が提供するサービスの現状や課題、管理・運営状況、利用者の要望等を把握し、施設の管理・運営に、利用者の要望等を反映させるなど、市民サービスの質の向上や改善のため、指定管理者と協議の上、施設運営状況の聴取や実施調査等の手法により実施するものです。

イ 実施時期及び実施回数等

モニタリング評価については、施設所管部局において、施設の特性等

を考慮し、よりの確に管理・運営状況等を把握できる時期に実施します。

また、実施回数については、毎年度、少なくとも1回以上実施することとします。特に、指定管理者に対し、要求水準書等において、高度な管理・運営水準を要求している施設や長期の指定管理期間（概ね10年以上）を設定している施設については、当該要求水準書に規定する業務の水準等を踏まえ、本市が求める業務水準を満たしているか等、より詳細に、管理・運営状況の把握を行うため、毎年度、必ず複数回以上実施することとします。

ウ 効果的な評価の実施（指定管理者及び施設所管部局の役割等）

(ア) 指定管理者の役割

指定管理者は、あらかじめ、日誌、月報、事業報告書等の作成の他、必要に応じて利用者の声を聞くためのアンケート調査等を実施します。

これらの取組を通じて、施設の管理・運営状況に係る自己点検・自己評価を実施し、主体的に業務の改善、サービス向上に取り組みます。

(イ) 施設所管部局の役割

指定管理者から提出される事業報告書等に基づき、指定管理者から施設の管理・運営状況について聴取するとともに、原則として、現地等での確認（実地調査）を行い、一層のサービス向上に向け、的確に指導・助言を行います。

また、必要に応じて、市独自の利用者アンケートや立ち入り調査、定期及び随時の実地調査や定期実地調査結果の追跡調査等を行います。

(ウ) 指定管理者との十分な意思疎通等

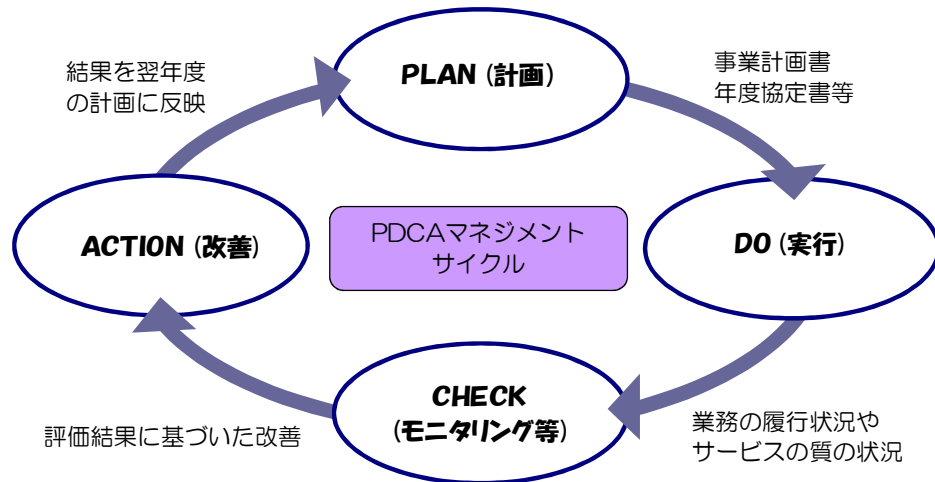
モニタリング評価は、指定管理者による管理・運営状況等の評価が目的ではなく、施設設置者として、施設所管部局が施設の管理・運営状況等を的確に把握し、適切な指導・助言により、評価結果を一層のサービス向上や管理・運営の改善に確実に反映させていくことを目的に実施するものです。

そのためにも、次のようなPDCAマネジメントサイクルを確実にかつ効果的に運用していくよう対応していくこととします。

また、施設所管部局と指定管理者が、日常から確実な情報共有の促進や、コミュニケーションの充実を図り、施設の管理・運営に当たった考え方等、十分な意思疎通を図っていくことが何よりも重要になります。

このため、施設所管部局は、施設設置者としての責任を着実に果た

すよう、要求水準書等に基づく業務の履行報告（履行確認）や定期的モニタリング評価等に加え、必要に応じて、随時、指定管理者に対する指導・助言等を確実に行っていくこととします。



(2) 年度総合評価

指定管理者が提出する事業報告書の内容及び上記のモニタリング評価等の結果を年度毎に、管理状況、運営状況、収支状況、自主事業の実施状況、雇用・労働条件への対応等について総合的に評価します。

また、収支状況については、施設の管理・運営や市民サービスの維持・向上に大きく影響を与えることから、会計報告等の書類の検査等、必要に応じて、より詳細な聞き取り調査等を実施し、課題の把握と改善につなげるよう取り組みます。

なお、具体的な評価項目については、施設所管部局において、施設の特性等を踏まえ、柔軟かつ的確に設定します。

(3) 評価結果の公表

年度総合評価の結果については、市ホームページ等により公表することとし、利用者等から聴取した意見を今後の指定管理業務に生かすこととします。

10 指定の取消し等

市が指定管理者に対して、管理業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示を行った場合、この指示に従わないとき

や管理を継続することが適当でない認めるとき、また、モニタリング調査等の結果、要求水準書（又は仕様書）で求める業務の水準を満たしていないと認められ、改善される見込みがないときは、施設設置条例の規定に基づき、その指定の取消し（協定の解除）、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

なお、指定の取り消しは指定管理者に対する不利益処分となり、各種手続きが必要となりますので、実施に当たっては指定管理者制度所管部局にご相談ください。

11 業務の引継ぎ

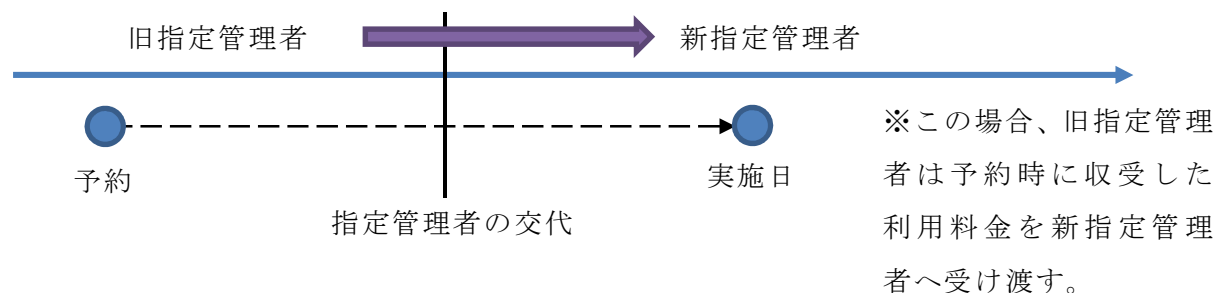
指定管理者は、指定期間の始期から円滑かつ確実に管理・運營業務を実施できるように、市又は旧指定管理者と業務の引継ぎを行うものとします。

また、指定管理者は、指定期間が満了するとき、又は指定が取消されたときは、市又は新たな指定管理者との円滑な業務の引継ぎに協力するとともに、管理に必要なデータ等を引渡すこととします。

指定管理者が変更となる場合や新たに直営施設から指定管理者制度を導入する場合の利用料金の取扱いについては、利用料金が当該施設の利用に供する経費であることから、施設利用日に指定管理者である団体に帰属することを基本とします。また、キャンセルが生じた場合は、キャンセル発生時に指定管理者である団体に帰属することとします。

そのため、指定管理者が交代する場合において、前受金として利用料金を受け取った旧指定管理者は、施設利用日の時点の新指定管理者に業務の引継ぎに合わせて前受金を速やかに受け渡す必要があります。

手続等の詳細については、新旧の指定管理者および施設所管部局との協議により取り扱いを決定していくこととなりますが、施設所管部局は公募条件や基本協定の中に、利用料金の引継ぎに関する取扱いについて明記するなど、応募団体や指定管理者に誤解が生じないように対応します。



12 公募及び選定への反映

施設所管部局は、現に管理を行っている指定管理者の指定の期間が終了することにより、新たに指定管理者の公募及び選定を行うときは、以前に行った指定管理者の公募及び選定手続並びに現に管理・運営を行っている指定管理者の管理の実績等を検証し、年度総合評価及びモニタリング評価の結果等を踏まえ、新たな指定管理者の公募及び選定を行います。

13 指定管理者制度運用に当たっての留意点等

(1) 指定管理者との目的等の十分な情報共有の促進

指定管理者制度により、施設の管理・運営を行うに当たっては、施設設置者である市と指定管理者が、互いの役割を認識し、施設の設置目的や制度の趣旨を十分に共有した上で、当該施設の管理・運営を行い、一層の市民サービスの質の向上等を図っていくことが必要です。

また、指定期間を通じて、互いの意識や考え方に差異が生じないように、日頃から十分な意思疎通を図っていくことが必要です。

市と指定管理者が対等かつ良好な協力関係（パートナーシップ）を築いていくためにも、各種の協議の場など、あらゆる機会を通じて、指定管理者との十分なコミュニケーションを図っていくよう留意します。

(2) 自主事業の積極的な実施

指定管理者には、施設の設置目的に沿った管理・運営を行う中で、一層の市民サービスの質の向上、コスト縮減による収益性の向上に向けての努力が求められ、そのための取組として、自主事業の積極的な実施が挙げられます。

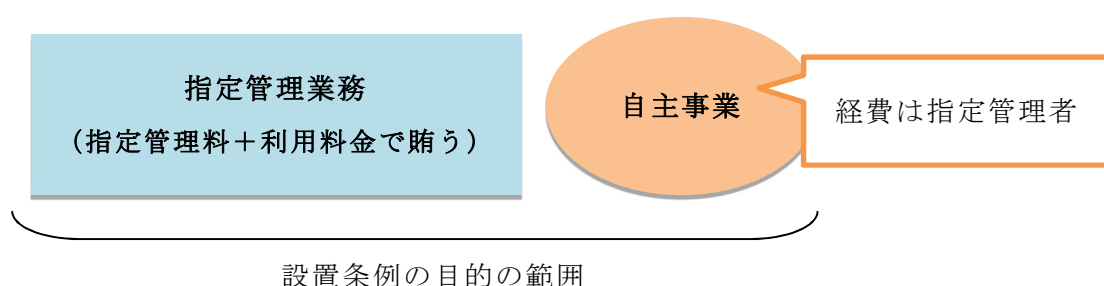
また、今後においては、地方創生の考え方のもと、公の施設は地域活性化に寄与するための拠点として、その役割はますます重要になるものと考えられます。

自主事業については、指定管理業務以外の指定管理者が自ら企画し、実施する業務であり、その実施に当たっては、当該自主事業の実施による地域活性化や収益性向上への効果等を見極め、市と指定管理者で協議の上、実施の可否を検討することが必要ですが、市としても、施設の設置目的等については、条例等の規定の範囲内で、可能な限り柔軟に解釈し、幅広く指定管理者の提案を受け入れ、実施していけるよう留意します。

なお、自主事業の実施に当たっては、指定管理者が、あらかじめ市に申請を行った上で、市として、施設の設置目的に照らし、適当であると判断した場合に、当該自主事業の実施を認めることができます。

また、自主事業の実施等に係る費用は、指定管理者の全額負担とするとともに、当該自主事業の実施により損失等が発生した場合等の責任は、全て指定管理者が負うものとしします。

さらに、指定管理者から施設の設置目的以外の使用（行政財産の目的外使用）を行いたい旨の申出があった場合も、あらかじめ市と指定管理者で協議の上、指定管理者からの申請により市が許可を行うものとしします。



※行政財産の目的外使用許可

行政財産の目的外使用許可は地方自治法第238条の4第7項の規定による行政処分であり、指定管理者制度の根拠条項（地方自治法第244条の2第3項）とは異なるため、指定管理者であることを理由に無条件で許可されるものではありません。目的外使用許可が必要となるような提案があった場合は、財産管理担当部局とも協議してください。

(3) 指定管理者選定から指定期間終了までを通じた透明性・公正性の確保

指定管理者制度の導入・運用に当たっては、指定管理者の募集手続が原則公募であること、また、指定された団体は、市に代わって一定期間継続して当該施設の管理・運営を行うこと、公の施設においては公平かつ平等な利用の確保が求められることなどから、指定管理者の選定手続以降、指定期間中の管理・運営、指定期間終了による業務の引き継ぎに至るまで、十分に透明性・公正性を確保するよう留意します。

(4) 事業継続性の確保

指定管理者の指定は、あらかじめ指定の期間を定めた上で、一定の期間毎に見直しをすることとなるため、施設の管理・運営に係る事業の継続性

について、十分に確保するよう留意します。

例えば、指定期間満了による更新の結果、指定管理者が変更となる場合には、市民サービスの低下や利用者の利便性を損なうことのないよう十分な引き継ぎが必要になります。

また、指定管理者の変更が施設の設置目的の達成を困難にする恐れがあるような場合には、募集方法等について十分に留意する必要があります。

(5) 適切な施設・設備の維持管理（施設修繕への的確な対応）

公の施設における市民サービスの提供に当たっては、当該施設が有する設備・機能等を適切に維持管理し、運営することが必要です。そのような中で、施設・設備に修繕等の必要性が生じた際は、利用者の安全性・利便性を損なうことのないよう、要求水準書（又は仕様書）やリスク分担表等に規定する市と指定管理者間の責任分担に基づき、迅速かつ確実に修繕等を実施することとします

なお、大規模な修繕等、市の責任において実施すべき案件については、補正予算による対応等も含め、迅速かつ確実に対応します。

(6) 適正な雇用・労働条件の確保

指定管理者制度による施設の管理・運営の大きな目的の一つは経費の縮減ですが、当該制度の運用を通じて施設従事者の人件費が過度に削減されるなど、雇用・労働条件が著しく悪化することは、市民や利用者サービスの質の確保という観点からも好ましくありません。

このことから、市としては、モニタリング評価等を通じて、常に雇用状況を確認するなど、雇用・労働条件の悪化により市民や利用者サービスの質の低下を招くことのないよう十分に留意します。

指定管理者による適法かつ社会的要請に応えた管理運営を確保する観点から、労働関係法規（労働基準法、労働契約法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者派遣法等）の遵守については、必ず要求水準書（又は仕様書）や基本協定書に明記します。

また、障がい者や高齢者の雇用促進の観点から、施設の管理運営に従事する者について配慮事項（障がい者や高齢者の雇用に努める等）を定めるかどうかを施設の状況や性質を踏まえて検討してください。なお、配慮事項を定める場合は、そのことを要求水準書（又は仕様書）で示します。

(7) 各種税の取扱い

下記はいずれも概要であり、詳細は指定管理者との協定内容によりますので、税務署に確認の上、進めていくものとします。

ア 消費税・地方消費税

消費税法第2条第1項第8号では、課税対象となる「資産の譲渡等」について、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸し付け並びに役務の提供をいう」と規定されています。

このため、指定管理料は原則として全額が消費税および地方消費税の課税対象となります。

ただし、事業の内容（社会福祉法上の社会福祉事業など）によっては非課税となる場合もあるため、事前に確認の上、適切に取り扱ってください。

イ 印紙税

印紙税については、印紙税法第2条における「請負に関する契約書」にあたるかどうかで課税文書の判断が分かりますが、協定は契約ではなく、「指定」という行政処分の附款であること、また、指定管理の法的性質は、「仕事の完成」を約する「請負」ではないこと等の理由から、市と指定管理者との間で締結する協定書については、原則として収入印紙の貼付の必要がない文書と解釈して差し支えないものと考えられます。

ただし、協定の内容から請負と判断される場合は印紙税の課税対象となる為、疑義のある場合は税務署へ確認してください。

(8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

事業者等が施設を利用する場合の仕入税額控除を目的に、指定管理者制度導入施設におけるインボイス制度への対応については、施設使用料の区分（使用料又は利用料金）等を踏まえ、原則として次のとおりとしますが、指定管理者と協議の上で進めていくものとします。

なお、詳細については、国税庁のホームページや税務署に確認してください。

ア 使用料

使用料は市の歳入となること、納付書等の発行を基本的に施設窓口で指定管理者が市に代わって行っていることから、指定管理者が市の名称と登録番号を記載した適格請求書を交付（代理交付）することとします。

交付した適格請求書については、市が保存します。

イ 利用料金

指定管理者が適格請求書発行事業者となることが必要となるため、指定管理者において登録手続きを行い、適格請求書の交付を希望する事業者等に対して、指定管理者の名称と登録番号を記載した適格請求書を交付することとします。

交付した適格請求書については、指定管理者が保存します。

(9) 津市公契約条例における特定公契約

津市公契約条例における公契約のうち、人的経費の割合が高い業務委託等については「特定公契約」として、受注者の責務等が定められているところですが、令和5年4月から、指定管理協定が特定公契約に位置付けられました。

詳細については、総務部調達契約課発行の「津市公契約条例の手引き」のとおりですが、①指定管理業務が津市公契約条例の対象となることを募集要項等に明示する、②指定管理者となった場合の責務などについて記載された特記仕様書等を募集時に添付する、③指定管理者において雇用する労働者へ周知する等の対応が必要となります。

また、指定管理協定のうち、指定管理料が年額1,000万円以上であって、公募により指定管理者の指定を行うものは、労働報酬下限額の適用を受けます。労働報酬下限額が適用される場合は、特記仕様書等の内容が一部追加となることや、定期的な「津市公契約条例労働状況台帳（業務委託・指定管理）」の提出が必要となるなど、更なる対応が必要となることから、同じく総務部調達契約課発行の「津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアル」を確認の上、対応することとします。

【参考：津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令】

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）
- ・労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- ・下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
- ・最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- ・中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- ・労働契約法（平成19年法律第128号）
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）
- ・上記に掲げる法律に基づく命令

(10) 想定される各種リスクへの対応

指定管理者制度創設時と比較した場合、物価高騰、賃金上昇等による社会経済情勢の変化により、指定を受けた団体の倒産や指定期間中における指定の辞退等、指定管理者による施設の管理・運営上のリスクは相対的に高まっているものと考えられます。

指定管理者制度は、指定管理者に施設の管理を包括的に委ねるものですが、指定管理者による管理・運営を行う施設であっても、市は施設設置者としての責任を有しています。このため、市としては、想定されるリスクに対する対応策をあらかじめ構築するなど、不足の事態が発生した場合に、当該施設を的確に管理・運営し、市民サービスの維持を図るために必要となるノウハウ等を失わないよう留意します。

(11) 指定管理者制度における市の責任（国家賠償法と保険加入）

公の施設の管理運営を指定管理者に行わせていたとしても、施設の所有権は市にあります。故意または過失、施設の瑕疵等が原因となって、施設の利用者等に損害が発生した場合、原則としてリスク分担表に基づき帰責事由を有する者（指定管理者又は市）がその損害を賠償する責任を負うこととなります。

一方で、損害を被った者は、指定管理者側に損害を与えた責任があったとしても、国家賠償法第1条（公務員による不法行為による損害の賠償）、同法第2条（公の営造物の瑕疵による損害の賠償）、民法第715条（使用者責任）等の規定に基づき、所有者である市に対して損害賠償を請求することができるため、被害者の救済を一刻も早く行う意味でも市が損害を賠償する可能性があります。

このため、これらの規定に基づき、市が損害を賠償した場合であって、指定管理者に帰責性があるときには、市は指定管理者に対して求償することができます。

以上の理由から、指定管理者に「施設賠償責任保険」（指定管理者特定条項等の付いたもの）への加入を求めるなど、あらかじめ損害の賠償に備える体制を整えておく必要があります。

特に施設の点検・整備等の不備に関しては、利用者の安全に大きな影響をもたらすため、決して指定管理者任せにすることなく、施設所管部局には施設設置者としての業務の監督責任、安全確保に関する義務を果たす必要がありますので、積極的にモニタリングを行うなど、平時から指定管理者との十分な連携と意思疎通を図り、安全確保に努めてください。

例：ふじみ野市大井プール事故（平成 18 年 7 月 31 日）

市直営・一部の管理業務を民間委託していた施設において、流水プールの吸水口のステンレス製防護柵の固定が不十分であったため、防護柵が脱落し、小学 2 年の女兒が吸い込まれ死亡。

損害賠償として市が女兒の遺族に 6 千万円を支払い、刑事責任として所管課の課長が禁固 1 年 6 カ月、係長が禁固 1 年の判決を受け、管理受託者（民間）も略式起訴され罰金刑。

判決では、課長・係長が職務上必要とされる注意義務を果たさなかったことが事故の主因とされ、①受託者に対する定期的な点検措置の指示や実施の確認を怠ったこと、②業者に委託をしたということは市自らがその手でプールの安全性を完備するほかに業者を使ってこれを可能とする手段を得たということであって、市は二重に安全性を完備することができたのであるから、委託業者ら関係者の不手際が本件事故の発生に関わっているということは、被告人両名が市自らがその手で行う責任を果たさなかったことに加えて、業者を使っての責任も果たさなかった、という厳しい判決が下されています。

(12) リスク分担の明示

リスクの管理を有効に行うためには、想定されるリスクについて市と指定管理者間において、適切なリスク分担を事前に行うことが重要です。

具体的には、①リスクの顕在化をより小さな費用で防ぎ得る対応能力、②リスクが顕在化する恐れが高い場合に追加的損害を極力小さくし得る対応能力、などの点において、市と指定管理者のどちらが適切かを判断しながら、その帰責事由の有無等を考慮してリスク分担を行います。

分担方法としては、「指定管理者がすべてを負担」、「市がすべてを負担」、「双方が一定の割合で負担（協議等を含む）」の3つが考えられます。

このため、個々の施設におけるリスク分担について、リスク分担表標準例を参考に各施設の特性を十分踏まえた上で、基本協定に定めるものとします。

(13) 災害発生時の避難所機能

平成28年の熊本地震を踏まえ、平成29年4月に総務省自治行政局から「大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について（通知）」が発出され、指定管理者とあらかじめ災害時の役割分担を明確にしておくことなどが求められており、災害発生時の市と指定管理者の連携、避難所運営への協力等について、基本協定書に記載することとします。

※参考「基本協定書参考例」第22条～第24条

別添 1 「基本協定書参考例」

津市〇〇〇〇施設指定管理者基本協定書

津市（以下「甲」という。）と津市〇〇〇〇施設指定管理者●●（以下「乙」という。）とは、津市〇〇〇〇施設（以下「〇〇」という。）の管理及び運営について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、津市〇〇〇〇施設の設置及び管理に関する条例（平成△△年津市条例第△△号。以下「条例」という。）第△条の規定に基づき〇〇の管理を甲が乙に行わせるに当たり、必要な基本的事項について定めることを目的とする。

（設置目的の尊重等）

第2条 乙は、〇〇の設置目的を尊重し、公共事業を執行する者として重大な責任があることを認識し、利用者へのサービスの向上に努めるものとし、効率的な管理及び運営を行うものとする。

2 甲は、〇〇の管理及び運営に必要な情報、資料等を乙に提供するものとする。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、令和△△年△月△日から令和△△年△月△△日までとする。

（管理の基準）

第4条 乙は、条例及び津市〇〇〇〇施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成△△年津市規則第△号。以下「規則」という。）に定めるほか、この協定及び別紙要求水準書に定めるところにより、〇〇の管理を行わなければならない。

（業務の範囲）

第5条 乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 〇〇の使用の許可に関する業務
- (2) 〇〇の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (3) その他甲が必要と認める業務

【業務の内容は施設ごとに多岐にわたるため、上記以外にも業務は想定される。】

(指定管理料)

第6条 甲は、前条各号に掲げる業務の実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払うものとする。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料の上限は〇年間総額△△、△△△円（消費税額及び地方消費税額を含む。）として各年度の予算の範囲内で定めるとし、各年度の指定管理料については、甲と乙が別に締結する年度協定によるものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、第5条の業務の実施上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。指定の期間が終了したとき、又は第14条第1項及び第15条第1項の規定により指定を取り消されたときも同様とする。

(個人情報の取扱い)

第8条 乙は、〇〇の管理に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年津市条例第34号）のほか、関係法令を遵守しなければならない。

(情報の公開)

第9条 乙は、津市情報公開条例（平成18年津市条例第22号）の趣旨に基づき、乙の保有する〇〇の管理に係る情報の公開に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(委託の禁止)

第10条 乙は、〇〇の管理に係る業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、当該業務の一部を第三者に委託することにつきあらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第12条 乙は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 〇〇の管理に係る業務の実施状況及び利用状況
- (2) 〇〇の利用料金収入の実績
- (3) 〇〇の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、年度の中途において第14条第1項及び第15条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

【第1項第2号の利用料金収入の実績の規定については、利用料金制を導入している施設に限って規定が必要。】

(業務報告の聴取等)

第13条 甲は、〇〇の管理の適正を期するため、乙に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

2 乙は、前項の規定により甲から報告を求められ、又は必要な指示を受けたときは直ちにこれに応じるほか、実地調査が行われるときはこれに協力しなければならない。

(指定の取消し等)

第14条 甲は、乙が前条の指示に従わないときその他乙の責めに帰すべき事由により乙による〇〇の管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて〇〇の管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて〇〇の管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において乙に損害が生じても、甲はその責めを負わない。

【指定管理料がある場合】

3 乙は、第1項の規定により指定を取り消された場合又は業務の全部又は一部の停止を命じられた場合において、既に指定管理料の支払を受けているときは、甲の指示する期日までに、甲が当該指定の取消し又は業務の停止に係る部分に相当する指定管理料として定める額を甲に返還しなければならない。

(暴力団排除措置による指定の取消し等)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等これらと関わりを持つ者その他集团的若しくは常習的に暴

力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。以下同じ。)又は暴力団関係法人等(暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- (2) 乙の役員等(乙が、法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。)が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)であると認められるとき。
- (3) 乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 乙又は乙の役員等が、暴力団等に直接又は間接を問わず資金等の供給、資材等の購入又は便宜供与など積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙又は乙の役員等が、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき(友人又は知人等として暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にする等の交遊をしているときをいい、年1回会う等の事実があるときを含み、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。)
- (6) 乙又は乙の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき(暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待する、又は招待される、若しくは同席するような関係をいい、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。)
- (7) 乙又は乙の役員等が、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 下請負人等との契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 乙が、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約の相手方

としていた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対し又は乙を通じて当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (10) 乙が、甲の発注する契約等に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為があったと認められるとき。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合について準用する。

【指定管理料がある場合】

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により指定を取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部を停止された場合について準用する。

【使用許可及び利用料金制度が導入されている施設については以下「第16条」の規定必要】

（使用許可に係る審査基準等）

第16条 乙は、津市行政手続条例（平成18年津市条例第21号）の趣旨に基づき、次に掲げる事項に係る審査基準及び標準処理期間に相当するものについて、あらかじめ甲と協議の上定め、利用者に対して周知を図らなければならない。

- (1) 条例第△条第△項の規定による使用許可
- (2) 条例第△条の規定による利用料金の減額及び免除
- (3) 条例第△条の規定による利用料金の還付
- (4) 規則第△条の規定による使用許可の変更の許可

- 2 乙は、津市行政手続条例の趣旨に基づき、次に掲げる事項に係る処分基準に相当するものについて、あらかじめ甲と協議の上定め、利用者に対して周知を図らなければならない。

- (1) 条例第△条第△項の規定による利用料金の徴収
- (2) 条例第△条第△項の規定による使用許可の取消し
- (3) 規則第△条の規定による入場の制限

（書類の保存年限）

第17条 乙は、保存年限が法令に定められているもののほか、〇〇の管理に係る書類を毎会計年度の終了後、1年間保存しなければならない。ただし、〇〇の管理に係る経費の収支に関する書類については、毎会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

（原状回復の義務）

第18条 乙は、その指定の期間が終了したとき、又は第14条第1項及び第

15条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて〇〇の管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった〇〇の施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(届出)

第19条 乙は、〇〇の施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を甲に届け出なければならない。

(危険負担)

第20条 〇〇の管理及び運営に当たり、甲の責めに帰することができない事由によって生じた損害は、乙の負担とする。

2 〇〇の管理及び運営に当たり、乙が第三者に与えた損害は、乙の負担とする。

(事故発生時等の措置)

第21条 乙は、〇〇において事故が発生したとき、又は危険箇所若しくは危険が想定される事象を発見したときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、甲に対して速やかに報告しなければならない。

2 前項の場合において、乙が対応することができないときは、その対応につき、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(自然災害等の対応)

第22条 自然災害等(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、感染症の拡大、騒乱、暴動その他甲及び乙のいずれの責めにも帰すことが出来ない自然発生的又は人為的な現象をいう。以下同じ。)が発生した場合、乙は、自然災害等の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、自然災害等により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(自然災害等に係る費用等の負担)

第23条 自然災害等の発生に起因して乙が本業務を履行することができなかったときは、業務の停止等に係る経費等の負担については、甲、乙の協議の上、決定するものとする。

(災害時における役割)

第24条 災害発生時においては、あらかじめ指定避難所として指定されていないとしても、周辺住民から避難に適していると判断された施設は事実上避難者が集まる場所となり得ることから、乙は甲の指示に従い、甲による避難所等運営の支援の役割を担うなど、通常の施設管理以外の業務を行うこともあり得ることに留意するものとする。

【消防法施行令第1条の2に規定する防火管理者を定めなければならない防火対象物等に該当する場合】

(防火管理者等)

第25条 乙は、防火管理者（消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の防火管理者をいう。）を定めるとともに、消防計画（同項の消防計画をいう。）を作成して甲に届け出なければならない。

(事務引継)

第26条 乙は、その指定の期間が終了したとき、又は第14条第1項及び第15条第1項の規定により指定を取り消されたときは、〇〇の管理及び運営に係る事務を、甲及び新たに指定される指定管理者へ引き継がなければならない。

【利用料金制を採用している場合は、利用料金の引継ぎについても記載】

2 前項の引継ぎに合わせて、乙は、既に收受した利用料金のうち、施設利用日が到来していないものについては、甲又は新たに指定される指定管理者に引き継がなければならない。

(毎年度の事業計画)

第27条 乙は、次年度に実施する〇〇に係る事業計画を、甲と協議の上、毎年11月30日までに甲に提出しなければならない。ただし、指定期間が終了する年度はこの限りではない。

【事業計画の提出期日は「毎年度甲が指定する期日までに」とすることも可】

(障害を理由とする差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮)

第28条 乙は、本業務の実施に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守し、障害を理由として不当な差別的な取り扱いを行わないことに加え、過重な負担でない限り合理的配慮を提供しなければならない。

(裁判管轄)

第29条 この協定に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所にて行うものとする。

(疑義等の決定)

第30条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 津市西丸之内 2 3 番 1 号

津市

津市長 前 葉 泰 幸

乙 津市

指定管理者

別添2「年度協定書参考例」

津市〇〇〇〇施設指定管理者年度協定書

津市（以下「甲」という。）と津市〇〇〇〇施設指定管理者●●（以下「乙」という。）とは、令和△△年度における津市〇〇〇〇施設（以下「〇〇」という。）の管理に係る指定管理料の額等について、次のとおり協定する。

（有効期間）

第1条 この協定の有効期間は、令和△△年△月△日から令和△△年△月△△日までとする。

（指定管理料等）

第2条 甲は、令和△△年度における〇〇の管理に係る指定管理料として、金△△, △△△円（消費税額及び地方消費税額金△△, △△△円を含む。）を乙に支払うものとする。

2 甲は、前項に規定する指定管理料について適法な請求があったときは、その日から30日以内に当該指定管理料を支払うものとする。

【指定管理料がない場合 ※第3条は削除し、以下1条ずつ繰上げる。】

（指定管理料）

第2条 令和△△年度における〇〇の管理に係る指定管理料は、無償とする。

【前金払については、任意性を保つため、できる規定で統一】

（前金払）

第3条 甲は、乙から指定管理料について前金払の請求があった場合においてその必要があると認めるときは、当該指定管理料の全額を前金払できるものとする。

（指定管理料の変更等）

第4条 甲又は乙は、指定期間中に賃金水準及び物価水準の変動並びにその他やむを得ない事由により、第2条第1項【指定管理料がない場合は、第2条】において定められた指定管理料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

（疑義等の決定）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 津市西丸之内23番1号
津市
津市長 前 葉 泰 幸

乙 津市
指定管理者

別添3 「リスク分担表標準例」

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	協議	指定管理者
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの			○
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○		
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等			○
	金利上昇等による資金調達費用の増加			○
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更		○	
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更		○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの			○
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更		○	
組織再編行為等	指定管理者の組織再編行為等により市に発生する費用			○
市議会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期			○
需要変動	大規模な外的要因による需要変動		○	
	それ以外のもの			○
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの			○
	それ以外のもの		○	
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの			○
	指定管理者が設置した設備・備品			○
	それ以外のもの（〇〇万円未満）			○
	それ以外のもの（〇〇万円以上）	○		
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの			○
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの		○	
募集要項等	募集要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断		○	

※暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど